

## 建築物のエネルギー消費性能の適合性判定等に関する要領

平成29年4月1日 決定  
平成30年3月7日 改正  
令和元年11月16日 改正  
令和3年4月1日 改正

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）の規定により神戸市長（以下「市長」という。）が行う適合性判定等（次条第1号に規定する適合性判定及び同第2号に規定する届出等をいう。以下同じ。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

**第2条** この要領における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 適合性判定 法第12条第1項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (2) 届出等 法第19条第1項、同条第4項において読み替えて適用する同条第1項又は法附則第3条第2項、同条第5項において読み替えて適用する同条第2項に規定する届出及び法第20条第2項又は法附則第3条第8項に規定する通知をいう。
- (3) 型式住宅部分等製造者認証書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法規則」という。）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。
- (4) 住宅型式性能認定書 住宅品質確保法規則第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいう。

### 第2章 適合性判定等の手続き

#### (添付図書)

**第3条** 規則第1条第1項（規則第7条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）附則第3条又は第4条の適用がある場合にあつては、当該建築物が基準省令施行の際（平成28年4月1日）に現に存することを確認できる書類の写し
- (2) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であつて、次に掲げる増築前又は改築前の建築物の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）に係る図書に記載されたB E I（基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量からその他一次エネルギー消費量を除いた数値を同号イに規定する基準一次エネルギー消費量からその他一次エネルギー消費量を除いた数値で除した値。この項及び次項第において同じ。）を増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のB E Iに設定する場合にあつては、当該図書及び増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し
  - ア 法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定を受けた適合性判定の申請に係る副本及び当該判定の通知書又はそれらの写し
  - イ 所管行政庁の受理印の押印又は受理した旨（受付番号等を含む。）の記載のある届出等の届出又は通知に係る副本又はその写し
  - ウ 法第35条第1項又は法第36条第2項の規定に基づく性能向上計画の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請に係る副本及び認定通知書若しくは変更認定通知書又はそれらの写し
  - エ 法第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けた建築物エ

エネルギー消費性能基準適合認定の申請に係る副本及び認定通知書又はそれらの写し

オ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項又は第55条第2項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた低炭素建築物新築等計画認定の申請に係る副本及び認定通知書若しくは変更認定通知書又はそれらの写し

カ B E L S（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）に基づく評価書及び当該評価に係る申請図書（非住宅部分の全てを評価しているものに限る。）又はそれらの写し

(3) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であって、増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のB E Iを1.1に設定する場合にあつては、増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

(4) その他市長が必要と認める図書

2 規則第12条第1項（規則第14条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認証書を含む住宅またはその住宅の部分を含む住宅にあつては、当該認定書の写し

(2) 法附則第3条の適用がある場合にあつては、当該建築物が同条施行の際（平成29年4月1日）に現に存することを確認できる書類の写し

(3) 基準省令附則第3条又は第4条の適用がある場合にあつては、当該建築物が基準省令施行の際（平成28年4月1日）に現に存することを確認できる書類の写し

(4) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築を行う場合であつて、前項第2号アからカまでに掲げる増築前又は改築前の建築物の非住宅部分に係る図書に記載されたB E Iを増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のB E Iに設定する場合にあつては、当該図書及び増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

(5) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であつて、増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のB E Iを1.1に設定する場合にあつては、増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

(6) その他市長が必要と認める図書

3 規則第12条第4項（規則第14条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する書類を添付する場合にあつては、当該書類において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(2) その他市長が不要と認める図書

### 第3章 その他

#### （軽微な変更に関する証明書の交付）

第4条 規則第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めようとする場合は、軽微変更該当証明申請書（様式第1号）に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請が規則第3条に規定する軽微な変更該当するときは、軽微変更該当証明書（様式第2号）を交付するものとする。

#### （報告の徴収）

第5条 建築主等は、法第17条又は法第21条により市長から報告を求められた場合は、状況報告書（様式第3号）に必要な図書を添えて、市長に提出しなければならない。

**(指示・命令)**

- 第6条** 市長は、法第14条第1項の規定に基づき、是正をするために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、基準適合命令書（様式第4号）により建築主に通知するものとする。
- 2 市長は、法第16条第1項、法第19条第2項、法附則第3条第3項の規定に基づき、計画の変更等の必要な措置をとるべきことを指示するときは、指示書（様式第5号）により建築主等に通知するものとする。
- 3 市長は、法第16条第2項、法第19条第3項、法附則第3条第4項の規定に基づき、計画の変更等の必要な措置をとるべきことを命ずるときは、措置命令書（様式第6号）により建築主等に通知するものとする。

**(その他)**

**第7条** この要領に定めるもののほか、適合性判定等に関し必要な事項は別に定めるものとする。

**附 則**

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成30年3月7日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年11月16日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和3年4月1日から施行する。